

議案第35号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「、第4条、第5条、第6条第2項」を、「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の3条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第2条の3 任命権者は、法第2条第2項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第16条に規定する介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第2条の4 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第2条の2又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

第3条中「前条各項」を「第2条から第2条の3まで」に改める。

第4条に次の1項を加える。

6 第2条の3の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）第5条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第5条第1項中「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）」を「県職員給与条例」に改め、同条に次の2項を加える。

3 県職員給与条例第8条の3、第9条、第10条、第10条の3、第10条の5、第13条及び第13条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例第11条第2項第2号及び第15条第2項の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は第5条の規定に基づく職員又は短時間勤務職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。